

町田市急患センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市急患センター条例の一部を改正する条例

町田市急患センター条例（平成14年12月町田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市急患センター条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(利用料金)</p> <p>第11条 センターの利用者は、<u>健康保険法</u> (大正11年法律第70号) 第76条第2項 (同法第149条において準用する場合を含む。) 及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める<u>診療報酬の算定方法</u> (以下「<u>診療報酬の算定方法</u>」という。) その他の法令等の規定により算定した額を利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。ただし、保険診療によらないものについては、診療報酬の算定方法に定める点数に1点単価10円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> | <p>(利用料金)</p> <p>第11条 センターの利用者は、<u>診療報酬の算定方法</u> (平成18年厚生労働省告示第92号) その他の法令等の規定により算定した額を利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。ただし、保険診療によらないものについては、診療報酬の算定方法に定める点数に1点単価10円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> |